

令和3年6月28日

各位

契約監理課

令和3・4年度建設工事入札参加資格審査申請の中間年の受付における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の取り扱いについて（通知）

令和3・4年度入札参加資格者名簿の中間年における新規申請、決定数値の再算定及び再格付けについては、その受付の詳細を令和3年10月に告示することとしております。

この度、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和3年国交省告示第246号）により、令和3年4月1日から経営事項審査が一部改正されました。

これに伴い、本年度の中間年の受付において提出して頂く経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書については、改正前に審査されたもの及び改正後に審査されたもののいずれも有効と取り扱うこととします。

なお、令和3年度において既に決定している決定数値及び格付けを修正するものではありません。